

# 那 霸 市 公 報

号外第636号  
毎月2回 1,15日発行  
発 行 所  
那霸市泉崎1丁目1番1号  
那霸市総務部総務課

## 目 次

### 条 例

那霸市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例(消防本部総務課) .....	370
那霸市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(健康推進課・こども課・商工振興課・観光課) .....	371
那霸市職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例(人事課) .....	372
那霸市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例(健康推進課) .....	373
那霸市職員の分限に関する条例及び那霸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) .....	373
那霸市手数料条例の一部を改正する条例(市民課) .....	374
那霸市立学校設置条例の一部を改正する条例(教育委員会学校教育課) .....	374

### 規 則

那霸市契約規則の一部を改正する規則(契約検査室) .....	375
那霸市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..	376
那霸市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則(健康推進課) .....	377
那霸市新商品開発事業審査委員会規則(商工振興課) .....	377
那霸市観光功労者表彰審査委員会規則(観光課) .....	378
那霸市保健センター建設委員会規則(健康推進課) .....	379
那霸市母子保健推進協議会規則(健康推進課) .....	380
新那霸市子どものゆめづくりみらい21 プラン審議会規則を廃止する規則(こども課) .....	382
那霸市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則(健康推進課) .....	382

**条 例**

**那 霸 市 条 例 第 23 号**  
平成 15 年 6 月 27 日  
公 布 済

那霸市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

**那 霸 市 非 常 勤 消 防 団 員 退 職 報 償 金 支 給 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例**

那霸市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和 47 年那霸市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

退 職 報 償 金 支 給 額 表

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
	円	円	円	円	円	円
団 長	187,000	292,000	407,000	542,000	727,000	927,000
副 団 長	177,000	277,000	377,000	482,000	657,000	857,000
分 団 長	167,000	262,000	357,000	457,000	607,000	797,000
副分団長	162,000	247,000	332,000	422,000	572,000	757,000
団 員	142,000	212,000	282,000	357,000	467,000	637,000

**付 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那霸市非常勤消防団員退職報償金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 15 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に退職した非常勤消防団員について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、適用日以後に退職した非常勤消防団員について支給された改正前の那霸市非常勤消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、改正後の条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

**那 霸 市 条 例 第 24 号**  
平成 15 年 6 月 27 日  
公 布 済

那霸市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

**那 霸 市 附 属 機 関 の 設 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例**

那霸市附属機関の設置に関する条例（昭和 52 年那霸市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「		を						
	<table border="1"> <tr> <td>那霸市障害児等早期療育委員会</td> <td>障害児等の処遇及び指導等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>新那霸市子どものゆめづくりみらい 21 プラン審議会</td> <td>子育て支援計画の策定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>那霸市予防接種健康被害調査委員会</td> <td>予防接種事故の原因調査等に関すること。</td> </tr> </table>	那霸市障害児等早期療育委員会	障害児等の処遇及び指導等に関すること。	新那霸市子どものゆめづくりみらい 21 プラン審議会	子育て支援計画の策定に関すること。	那霸市予防接種健康被害調査委員会	予防接種事故の原因調査等に関すること。	」
那霸市障害児等早期療育委員会	障害児等の処遇及び指導等に関すること。							
新那霸市子どものゆめづくりみらい 21 プラン審議会	子育て支援計画の策定に関すること。							
那霸市予防接種健康被害調査委員会	予防接種事故の原因調査等に関すること。							
「		に、						
	<table border="1"> <tr> <td>那霸市障害児等早期療育委員会</td> <td>障害児等の処遇及び指導等に関すること。</td> </tr> </table>	那霸市障害児等早期療育委員会	障害児等の処遇及び指導等に関すること。	」				
那霸市障害児等早期療育委員会	障害児等の処遇及び指導等に関すること。							
「		を						
	<table border="1"> <tr> <td>那霸市中心市街地活性化委員会</td> <td>中心市街地の活性化に関すること。</td> </tr> </table>	那霸市中心市街地活性化委員会	中心市街地の活性化に関すること。	」				
那霸市中心市街地活性化委員会	中心市街地の活性化に関すること。							
「		に、						
	<table border="1"> <tr> <td>那霸市中心市街地活性化委員会</td> <td>中心市街地の活性化に関すること。</td> </tr> <tr> <td>那霸市新商品開発事業審査委員会</td> <td>新商品開発事業に関すること。</td> </tr> <tr> <td>那霸市観光功労者表彰審査委員会</td> <td>観光功労者の表彰に関すること。</td> </tr> </table>	那霸市中心市街地活性化委員会	中心市街地の活性化に関すること。	那霸市新商品開発事業審査委員会	新商品開発事業に関すること。	那霸市観光功労者表彰審査委員会	観光功労者の表彰に関すること。	」
那霸市中心市街地活性化委員会	中心市街地の活性化に関すること。							
那霸市新商品開発事業審査委員会	新商品開発事業に関すること。							
那霸市観光功労者表彰審査委員会	観光功労者の表彰に関すること。							
「		を						
	<table border="1"> <tr> <td>那霸市保健医療福祉ネットワークシステム策定委員会</td> <td>保健、医療及び福祉の情報ネットワークシステムの策定に関すること。</td> </tr> </table>	那霸市保健医療福祉ネットワークシステム策定委員会	保健、医療及び福祉の情報ネットワークシステムの策定に関すること。	」				
那霸市保健医療福祉ネットワークシステム策定委員会	保健、医療及び福祉の情報ネットワークシステムの策定に関すること。							

「 に

那覇市保健医療福祉ネットワークシステム策定委員会	保健、医療及び福祉の情報ネットワークシステムの策定に関すること。
那覇市予防接種健康被害調査委員会	予防接種事故の原因調査等に関すること。
那覇市母子保健推進協議会	母子保健の推進に関すること。
那覇市保健センター建設委員会	保健センターの建設の基本構想及び基本計画の策定に関すること。

」

改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

**那覇市条例第 25 号**  
平成 15 年 6 月 27 日  
公 布 済

那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

### 那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員公務災害見舞金支給条例（平成 3 年那覇市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「職員」の次に「又は非常勤職員」を加える。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員公務災害見舞金支給条例の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

**那覇市条例第 26 号**  
平成 15 年 6 月 27 日  
公 布 済

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例（平成 14 年那覇市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 8 条までを削り、第 9 条を第 4 条とし、第 10 条を第 5 条とする。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

### 那覇市条例第 27 号

平成 15 年 6 月 27 日

公 布 済

那覇市職員の分限に関する条例及び那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市職員の分限に関する条例及び那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（那覇市職員の分限に関する条例の一部改正）

第 1 条 那覇市職員の分限に関する条例（昭和 47 年那覇市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この休職の期間が 3 年に満たない場合においては、休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 復職後 6 月以内に同一傷病により再び休職された場合には、その休職の期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなして、前項の規定を適用する。

（那覇市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 那覇市職員の給与に関する条例（昭和 58 年那覇市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「期間中」を「期間（那覇市職員の分限に関する条例（昭和 47 年那覇市条例第 38 号）第 5 条第 2 項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満 1 年 6 月に達するまでは、」に改め、同条第 4 項中「（昭和 47 年那覇市条例第 38 号）」を削る。

### 付 則

この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

**那覇市条例第28号**  
平成15年7月7日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

**那覇市手数料条例の一部を改正する条例**

那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表(2)の項を次のように改める。

(2)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項又は第2項に規定する住民票の写しの交付		1枚につき 300円
-----	--	--	------------

別表(35)の項を(38)の項とし、(7)の項から(34)の項までを3項ずつ繰り下げ、(6)の項を(8)の項とし、同項の次に次のように加える。

(9)	住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードの交付		1件につき 500円
-----	-----------------------------------	--	------------

別表(5)の項を(7)の項とし、(4)の項を(6)の項とし、(3)の項を(5)の項とし、(2)の項の次に次のように加える。

(3)	住民基本台帳法第12条の2第1項に規定する住民票の写しの交付		1枚につき 300円
(4)	住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付		1枚につき 300円

**付 則**

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

**那覇市条例第29号**  
平成15年7月7日

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

**那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例**

那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

那覇市立銘苅小学校	那覇市銘苅2丁目3番20号
-----------	---------------

別表第 3 に次のように加える。

那覇市立銘苅幼稚園	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 20 号
-----------	---------------------

### 付 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。

## 規 則

### 那覇市規則第 57 号

平成 15 年 6 月 30 日

公 布 済

那覇市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

### 那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条の 2）
- 第 2 章 一般競争による契約（第 11 条—第 19 条）
- 第 3 章 指名競争による契約（第 20 条）
- 第 4 章 随意契約（第 21 条—第 21 条の 4）
- 第 5 章 せり売り（第 22 条）
- 第 6 章 契約の履行、変更及び解除（第 23 条—第 33 条）
- 第 7 章 契約代金等（第 34 条—第 43 条）
- 第 8 章 雑則（第 44 条・第 45 条）

#### 付則

本則（第 10 条を除く。）中「契約者」を「契約の相手方」に改める。

「第 1 節 通則」を「第 1 章 総則」に改める。

第 10 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

市長は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により、契約期限までに契約の履行を完了することができない場合において、契約の相手方の義務の履行を認めるときは、契約の相手方から遅滞賠償金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に年 3.6 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

第 10 条第 3 項中「市」を「本市」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の遅滞賠償金は、本市の当該契約の相手方に対する債務と相殺し、又は契

約保証金をもって充当することができる。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 本市が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に年3.6パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

「第2節 一般競争による契約」を「第2章 一般競争による契約」に改める。

「第3節 指名競争による契約」を「第3章 指名競争による契約」に改める。

第20条第2項中「前節」を「前章」に改める。

「第4節 随意契約」を「第4章 随意契約」に改める。

「第5節 せり売り」を「第5章 せり売り」に改める。

「第6節 契約の履行、変更及び解除」を「第6章 契約の履行、変更及び解除」に改める。

第27条第1項中「市に」を「本市に」に改める。

第28条第3項及び第4項中「市」を「本市」に改める。

「第7節 契約代金等」を「第7章 契約代金等」に改める。

第35条第4号及び第43条第2項中「市」を「本市」に改める。

「第8節 雑則」を「第8章 雑則」に改める。

第44条中「市は」を「本市は、」に改める。

第45条中「市」を「本市」に改める。

## 付 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

那覇市規則第58号

平成15年6月30日

公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「保育所」の次に「又は療育センター」を加える。

## 付 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

那覇市規則第59号

平成15年6月30日

公 布 済

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

**那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則**

那覇市健康診査費用徴収規則(平成10年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

この場合において、対象者には、健康診査を受診する会計年度中に対象年齢に達する者を含むものとする。

第3条各号中「満」を削る。

別表肝炎ウイルス検診(節目検診)の項中「

	800 円
	700 円
	200 円

」に改める。

1,200 円	700 円
1,100 円	600 円
600 円	100 円

**付 則**

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

**那覇市規則第60号**  
平成15年7月2日  
公 布 済

那覇市新商品開発事業審査委員会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

**那覇市新商品開発事業審査委員会規則**

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市新商品開発事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事業のうち、本市の補助事業

の対象となるものについて調査審議する。

- (1) 新商品又は新技術の開発事業
- (2) 商品の高級化事業
- (3) デザインの開発事業

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業関係者
- (3) 本市を除く関係行政機関の職員
- (4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第61号

平成15年7月2日

公 布 済

那覇市観光功労者表彰審査委員会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市観光功労者表彰審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第

2号)第3条の規定に基づき、那覇市観光功労者表彰審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の観光功労者の表彰に関して調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光産業関係者
- (3) マスコミ関係者

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(除斥)

第6条 委員は、自己又は配偶者、父母、子、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹に係る事件については、その議事に参与することができない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第62号

平成15年7月2日

公 布 済

那覇市保健センター建設委員会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市保健センター建設委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健センター建設委員会(以下「委員会」とい

う。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の保健センターの建設の基本構想及び基本計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市を除く関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役員及び職員
- (4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第63号

平成15年7月2日

公 布 済

那覇市母子保健推進協議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市母子保健推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市母子保健推進協議会(以下「協議会」と

いう。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 母子保健計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 母子保健事業における保健、医療、福祉、教育等関係施策との連携に関すること。
- (3) その他母子保健の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市を除く関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役員及び職員
- (4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(関係者の出席)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第64号

平成15年7月2日

公 布 済

新那覇市子どものゆめづくりみらい21プラン審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

### 新那覇市子どものゆめづくりみらい21 プラン審議会規則を廃止する規則

新那覇市子どものゆめづくりみらい21 プラン審議会規則(平成14年那覇市規則第41号)は、廃止する。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

#### 那覇市規則第65号

平成15年7月2日

公 布 済

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

### 那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則(平成14年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(利用の申込み)

第3条 センターを利用しようとする者は、那覇市精神障害者地域生活支援センター利用申込書を市長に提出するものとする。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターへの入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) センターの秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) その他市長がセンターの利用を不相当と認めるとき。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とする。

第9条中「第9条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第10条を第7条とする。

第1号様式から第8号様式までを削る。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。